こんな時は、センターに届出（報告）が必要です

牛が生まれたとき → 出生の届出（報告）

- 自分の農家コード
- 牛に装着した個体識別番号
- 出生の年月日
- 雌雄の別
- 母牛の個体識別番号（分娩した牛）
- 牛の種別（品種）

牛を譲り渡したとき（転出）／牛を譲り受けたとき（転入） → 異動（転出・転入）の届出（報告）

- 自分の農家コード
- 牛の個体識別番号
- 異動内容（転入又は転出）
- 異動（転入又は転出）の年月日
- 相手先（又は農協・家畜市場・家畜商等）の農家コード

牛が死亡したとき → 死亡の届出（報告）

- 自分の農家コード
- 牛の個体識別番号
- 死亡の年月日
- 死亡牛の処分先のコード　※

※　死亡した牛を化製場、家畜保健衛生所などに引き渡した場合、死亡牛の引渡し先、具体的には処分先の農家コードの届出（報告）が必要になります。

処分先の農家コードがわからない場合は、最寄りの農林水産省 地方農政局等（P62）又はセンター（０２４８－４８－０５９６）にお問い合わせください。

耳標が脱落、破損等したとき → 再発行請求

- 自分の農家コード
- 牛の個体識別番号
- 再発行枚数（両耳・片耳）
- 請求理由

※　耳標を紛失した場合は、最寄りの農林水産省 地方農政局等（P62）にお問い合わせください。

法に基づき、**届出（報告）は、牛の管理者である農家自身が行うことになっています**が、必要な手続きを行って、届出（報告）を農協等に依頼**【代行届出（報告）】（P18参照）**することも可能です。